

企業誘致向け土地・建物を募集しています



柳井市では、企業誘致を進め地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、市内の未利用地や未利用建物の情報を募集しています。

以下の募集要件を満たす未利用地や未利用建物について情報をお持ちの方は、担当課までご連絡をお願いいたします。

【募集要件】

●対象区域（物件の所在）

- ・用途地域が工業専用地域、工業地域又は準工業地域のいずれかであること
- ・用途地域に指定されていない区域（白地地域）における山林、雑種地等（ただし、高低差が小さく、造成費用が掛かりにくい土地に限る。）であること
- ・農業振興地域外農地又は農業振興地域内農用地区域外農地（農振白地地域農地）であること

●土地

- ・一区画（一団の土地として利用可能な区域を含む。）の面積が、概ね 3,000 平方メートル（約 900 坪）以上であること

●建物

- ・工場又は倉庫の場合、1 棟の延床面積が概ね 300 平方メートル（約 90 坪以上）であること
- ・事務所の場合、1 棟の延床面積が概ね 100 平方メートル（約 30 坪以上）であること

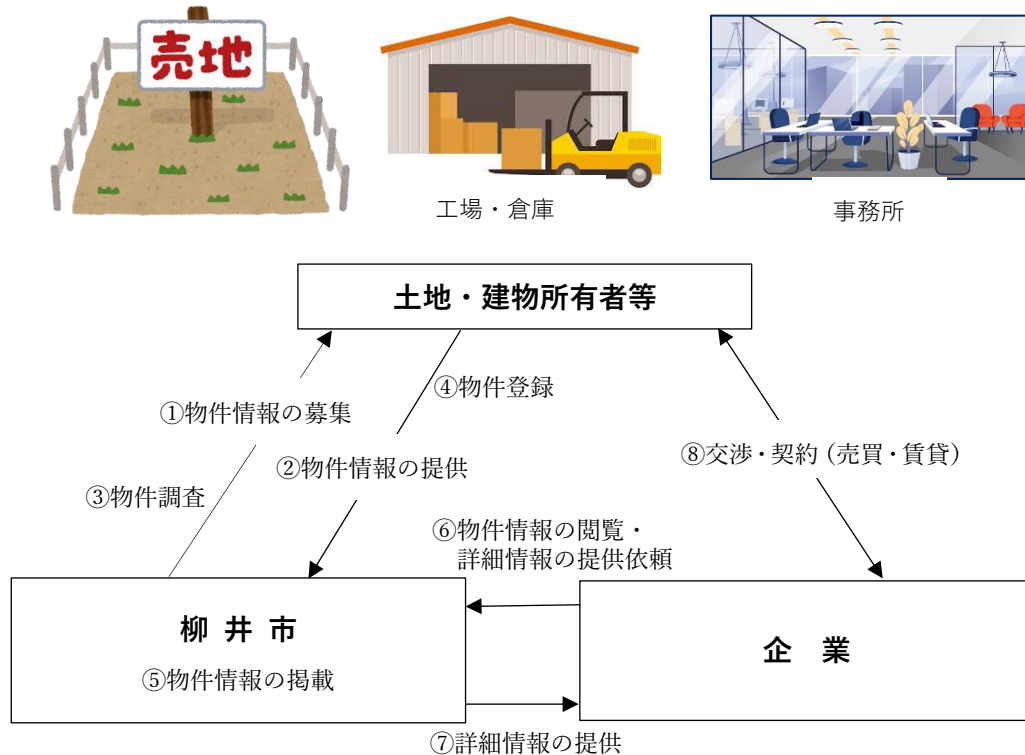
●その他

- ・抵当権その他所有権以外の権利が設定されていないこと、又は契約が締結される日までに抹消可能であること
- ・土地の境界、建物の所有区分が明確であり、所有権について争いがないこと
- ・公道に接続していること又は接続できること
- ・所有者と登記名義人が同一であること（共有名義の場合は、全員の同意が必要）
- ・既に宅地建物取引業者に仲介等を依頼している場合は、市に情報提供することに対して宅地建物取引業者の了解を得ること
- ・消防法、建築基準法、都市計画法等の法令に抵触していないこと

●留意事項

- ・情報提供いただいた土地や建物を、市が購入又は賃借するものではありません。
- ・所有者等のご同意を得た上で、提供いただいた土地や建物の情報を、市のホームページ等に掲載し市内へ立地を検討している企業に提供するものです。
- ・購入又は賃借を希望する企業との交渉や契約は、直接行っていただきます。

【物件の募集から売買・賃貸借までの流れ】



① 物件情報の募集	市ホームページ等により広く物件を募集します。
② 物件情報の提供	募集要件を満たす物件の所有者等が、市にその物件の情報を提供します。
③ 物件調査	物件の所有者等の立会いのもと、市の職員が物件の調査を行います。
④ 物件登録・通知	調査結果等を踏まえ、紹介物件としての登録の可否を判断し、所有者等に通知します。
⑤ 市ホームページに物件情報を掲載	登録物件を市ホームページ等に掲載し情報発信します。
⑥ 物件情報の閲覧・詳細情報の提供依頼	登録物件を閲覧した企業から、物件の詳細について問い合わせを受けます。
⑦ 詳細情報の提供	問い合わせを受けた物件の詳細について、企業に情報提供を行います。
⑧ 交渉・契約（売買・賃貸借）	所有者等と企業が売買又は賃貸借の条件について直接交渉し契約を締結します。

担当課 企業立地・雇用創造推進室

Tel：0820-22-2111（内線 360 又は 369） Fax：0820-23-7474

E-mail：kigyo-koyo@city-yanai.jp 担当：出相（であい）、弘中